

せいかつほご 生活保護



の

しおり



ふくしじむしょめい ひがしまつやましふくしじむしょ
【福祉事務所名】 東松山市福祉事務所

たんとうめい しゃかいふくしか せいかつえんごたんとう
【担当名】 社会福祉課 生活援護担当

じゅうしょ ひがしまつやましまつぼちょう
【住所】 東松山市松葉町 1-1-58

でんわばんごう
【電話番号】 0493 (23) 2221

【FAX】 0493 (24) 6066

あなたの担当ケースワーカーは、

です。

あなたの地区の民生委員は、

さんです。

◆生活保護とは

生活保護は、日本国憲法第25条の理念に基づき生活保護法により実施される制度です。自分の収入や資産、他の制度等を活用しても生活に困窮する世帯に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。

◆生活保護の利用までの流れ

さまざまな理由で、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。そんな時には、福祉事務所に一度ご相談ください。生活保護の利用だけでなく、ほかに利用できる制度についてもご案内します。

●生活保護の利用の際には、以下の手続きを経ることとなります。

①相 談

福祉事務所にお困りの内容をご相談ください。

②申 請

生活保護の申請意思のある方は、生活保護を利用するための申請書類を提出します。

③調 査

生活保護の申請をすると、ケースワーカーが生活状況、資産状況などを調査します。調査の結果、生活保護が利用できるかどうか審査します。

④利用開始

生活保護の利用が決定したら、保護費の支給が始まり、ケースワーカーによる自立に向けた支援が開始されます。

それでは、上記①～④の流れに沿って説明していきます。



1

相談 (生活にお困りになったら・・・)

生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所に相談しましょう。相談時には、生活状況や資産状況、ご親族との交流状況などを確認させていただきます。プライベートな部分もあるため、可能な範囲で構いませんので、お気軽にご相談ください。相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護の利用が必要な場合には申請をしてください。また、来所だけでなく、電話でのご相談もできます。

- ※ 病気等で福祉事務所へ来られない方はご自宅でのご相談にも対応いたします。また、病院、施設等で生活されている方は、施設内でのご相談も可能です。

2

申請 (意思があればどなたでも)

生活保護の利用には、本人の意思で申請することが必要です。生活保護の申請をする際には、福祉事務所に申請書類がありますので、お受け取りいただき、記入してください。申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料などを求めることがあります。

また、マイナンバー制度の施行に伴い、生活保護の適正な決定を行うため、生活保護の申請書にはマイナンバーを記載してください。マイナンバーについてご不明なところがあればご相談ください。

なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。また、申請の時に必要な資料がそろわない場合は、申請をしていただいた後でご用意していただきます。

- ※ 明らかに急迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても福祉事務所が職権で生活保護の利用を開始する場合があります。(法第7条)
- ※ 暴力団員は、原則として生活保護を受給することができません。

3

ちょうさ ちょうさないよう せいど 調査（調査内容と制度について）

●生活保護と資産の関係

生活保護の申請をされますと、銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却等により活用が可能な資産がある場合には、その資産を活用して最低生活費に充てていただくこともあります。



- ※ 生命保険、学資保険等の保険は、月々の保険料や解約返戻金が少額の場合は保有が認められることがあります。
- ※ 居住用の不動産は原則として保有が認められますが、資産価値が高額であることやローン返済中などの場合には、保有が認められない可能性があります。
- ※ 自動車やオートバイの保有は、個別の事情によって認められる場合もありますので、ご相談ください。

●ご自宅への訪問

お住まいの状況の確認や生活状況等をお聞きするため、担当ケースワーカーがご自宅や入院・入所先を訪問します。

●能力の活用

働ける能力のある方は、その能力に応じて働く必要があります。仕事の探し方がわからない方や働くことについて不安がある方は、就労支援をしますのでご相談ください。ただし、病気や障害、その他の理由で働けない方は、医師等の意見を参考にして、その方に合った支援を行います。



●親族への照会



親、子ども、兄弟姉妹などの親族から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

なお、親族からの援助は、可能な範囲で行うものであり、親族からの援助が受けられないことによって、生活保護の利用ができないということはありません。

また、DV（家庭内暴力）や虐待、著しい関係不良など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせますので、事前にご相談ください。

●ほかの制度の活用

生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度、失業給付など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。

●資力があるもののすぐに活用できない場合の取扱い

資力があるもののすぐには活用することができず、急迫した事情がある場合は、一旦生活保護を開始します。ただし、資力が現金化されるなど、活用できる状態になったときは、それまでに支給した保護費をさかのぼって返還していただきます。（返還については9ページ参照）

●生活保護のしくみ

さまざまな調査をしたあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査を行います。審査にあたっては、生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）と世帯の収入（給料、各種手当、養育費なども含みます。）を比較して判定します。下図のように、最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合は生活保護を利用し、不足部分を補います。自分で得ることができる収入が最低生活費を越える場合には、生活保護の利用ができない可能性があります。

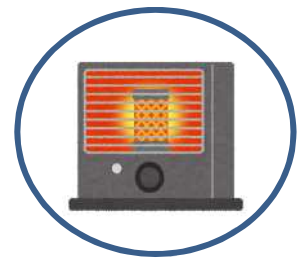
（例）

最低生活費（世帯の人数や年齢などによって決定されます。）	
世帯の収入（就労収入、年金、手当、仕送りなど）	不足してしまう生活費



生活保護費

※ 保護費は、世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、冬季の暖房費、家賃額などで決定されますので、常に一定のものではありません。



●結果通知

以上のような調査が行われ、申請した日から原則として14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内）に生活保護が利用できる（開始）か、またはできない（却下）かの結果を、必ず書面で通知します。

4

利用開始（生活保護が始まったら・・・）



生活保護の利用が決定した方には、担当するケースワーカーが自立に向けた支援を行っていきます。

●保護の種類と内容

保護には、次の8種類の扶助（援助）があります。

- 1) 生活扶助 毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。
- 2) 住宅扶助 家賃（共益費・管理費は除く）、地代又は住宅の修理費などの費用です。
- 3) 教育扶助 義務教育に伴って必要な学用品代、給食費などの費用です。
- 4) 医療扶助 病気やけがなどをした場合の医療に必要な費用です。
- 5) 介護扶助 介護サービスが必要な場合の費用です。
- 6) 出産扶助 出産に要する費用です。
- 7) 生業扶助 高等学校等への就学費用や技術を身に付けるための費用、就職準備などの費用です。
- 8) 葬祭扶助 葬儀などに要する費用です。

※ このほか、安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった方に対する「就労自立給付金」や大学等へ進学するお子さまに対する「進学準備給付金」を支給する制度があります。支給には一定の条件があります。詳しくは福祉事務所（ケースワーカー）にお尋ねください。



※ 次のようなときは必要な費用の全部又は一部を支給できる場合（「一時扶助」といいます。）があります。それぞれ一定の条件がありますので、事前に福祉事務所（ケースワーカー）に相談してください。

- ◆借家、借間の契約更新時に、契約更新料や火災保険料などが必要なとき。
- ◆病気等のため、おむつなどを必要とするとき。
- ◆住居のない方が新たにアパートを借りる際などに、炊事用具や食器などが必要と認められるとき。
- ◆やむを得ず転居する際に敷金等や送料を必要とするとき。
- ◆通院・通学等で交通費を必要とするとき。
- ◆職を探したり、施設に通ったりするとき。
- ◆身内の葬儀に行くとき。



●生活保護を利用する方の権利

生活保護を利用する方には、次のような権利が保障されます。

- 1) 正当な理由がないのに、生活保護費を減らされたり、生活保護を止められたりすることはありません。（法第56条）
- 2) 生活保護で受給した現金や品物には税金がかかりません。（法第57条）
- 3) 生活保護で受給した現金や品物又はこれらを受ける権利を差し押さえられることはありません。（法第58条）
- 4) 保護又は就労自立給付金を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。（法第59条）

※ 生活保護の開始、変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求することができます。（法第64条）

●保護費の支給方法

保護費は、毎月決められた日（原則5日）に、指定された口座に振り込まれるか、福祉事務所指定の窓口で支払われます。

このほか、医療費・介護費は、福祉事務所が病院等に直接支払いをします。また、状況によって家賃や給食費などについても、福祉事務所が管理会社・家主や学校に直接支払いをする場合があります。



●生活保護を利用する方の義務

1) 生活上の義務（法第60条）

働ける方はその能力に応じて、働いて収入を得たり、健康の保持・増進に努め、計画的な暮らしをするなど、生活の維持、向上に努めてください。



2) 届出の義務（法第61条）

収入や支出の状況、または世帯の状況等に変化があったときはすみやかに届出てください。（詳細は下記「届け出が必要なもの」を参照。）

3) 指導・指示に従う義務（法第62条）

ケースワーカーから生活保護の目的の達成に必要な指示や指導を受けたときは、従わなければなりません。従わない場合は保護が受けられなくなることがあります。

4) 保護費を支給目的のために使う

住宅の家賃、給食費や教材費などの学納金は、それぞれの用途のために支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。家賃や学校給食費などを滞納した場合は、代理納付として福祉事務所が債権者に直接振込を行うことがあります。

●届け出が必要なもの

生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず報告をしてください。

世帯状況に変化があったとき（例）

- ・ 家族の人数が変わる（出産、死亡、転入、転出など）とき。
- ・ 住所や家賃、地代が変わるとき、契約更新するとき。
- ・ 働けるようになったり働けなくなったりしたとき、仕事が変わるとき。
- ・ 入院したとき、退院したとき。
- ・ 事故（交通事故、工作中的事故など）にあったとき。
- ・ しばらく家を留守にするとき、遠くに出かけるとき。
- ・ 海外に一時渡航するとき。（一定の目的で渡航する場合を除き、渡航費の一部を収入認定の対象とし、保護費が減額されることがあります。）
- ・ その他、生活の状況が変わる（入学、卒業、休学、退学、結婚、離婚など）とき。



収入に変化があったとき（例）

- ・ 毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき
- ・ 年金などの公的手当があったとき
- ・ 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ・ 交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき
- ・ 債務整理（個人の借金を整理すること）による過払金があったとき
- ・ 不動産など資産の売却益があったとき
- ・ 相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき

※ 高校生等のアルバイト収入も届け出てください。

※ 就労可能な方は収入がない場合でも毎月、収入がない旨を届け出てください。

※ 就労困難な方は収入がない場合でも年に1度、収入がない旨を届け出てください。

収入申告を適正に行えば、次のような控除や、収入として認定しない取り扱いができることがあります。

※ 控除：収入から除かれる（差し引かれる）ことです。控除された分は手元に残ることになります。

就労収入に対する控除（主なもの）	
①基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
②未成年者控除	未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除される場合があります。
③その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生等のアルバイト収入	
高校生等のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期の自立に充てられると認められたものは、生活費と別に管理する等、一定の条件のもとで収入として認定しない取り扱いとなります。	

※ その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、申告するときにご相談ください。

※ 収入申告が適切に行われているか、適宜調査を行っております。正しく申告されていないことが判明した場合、不正受給（9ページ参照）として取り扱うことがありますので、ご注意ください。



●保護費を返していただく場合

1) 保護費の返還

ア 生活上の変化や収入の増加により、支給した保護費が結果として過大となったときは、その過大分を返していただいたり、次の月以降に支給される予定の保護費を減額したりします。収入額によっては一時的に保護費が支給されなくなったり、医療費、介護費の一部等をご自身で負担していただいたりする月もあります。

イ 急迫した事情などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その受けた保護費の金額の範囲内で返していただきます。（法第63条）ただし、世帯の自立の観点等により全額、または一部返還が免除される場合があるので、相談してください。

2) 不正受給の費用徴収と罰則

事実と違う申請や収入を偽って申告する、又は意図的に申告しないなど、不正な手段により保護又は就労自立給付金を受けたときは、保護のために要した費用の全部又は一部を徴収するほか、加算金を徴収する場合があります。（法第78条）また、法律により罰せられることもあります。（法第85条、刑法第246条）

●相談したいときは

あなたの世帯が自分たちで暮らしを支えていくにはどうすればよいか、一緒に考え、支援していくのが福祉事務所（ケースワーカー）の仕事です。秘密は守りますので、困ったことや分からないことなどがある場合は相談してください。

家庭訪問



生活保護が開始になった場合は、福祉事務所のケースワーカー（地区担当員）が定期的にご自宅を訪問し、相談に応じるとともに、生活の変化に応じて適正に保護の内容を決定するため、収入や生活状況などをお聞きします。また、自立した生活を送ることができるよう支援します。

●民生委員

民生委員は、身近な相談役として地域の中から選ばれ、担当区域で地域の皆さんが安心して暮らせるように見守りや支援を行っています。福祉事務所との連携も取れていますので、お住まいの地区を担当する民生委員にも相談してください。

●病院等を受診する（医者にかかる）ときなどは

生活保護法による指定を受けた病院・診療所・薬局（以下「病院等」という）以外への受診などは、原則的にはできません。このため、病院等が生活保護法の指定を受けているか、受診などされる前に福祉事務所に確認してください。

1) 生活保護の申請後、決定までの間に病院等を受診する場合

生活保護の申請の際に「申請受理証明書」をお渡ししますので、病院等の窓口へ提出してください。

また、病院等の窓口で生活保護の申請中である旨を必ず伝えてください。

2) 生活保護の開始後に病院等を受診する場合

受診前に福祉事務所で「傷病届」に必要事項を記入して提出してください。

提出された「傷病届」に基づいて「医療券」をお渡ししますので、病院等の窓口へ提出してください。

3) 急病などで福祉事務所へ行けない時は、福祉事務所に事前に電話で相談してください。

また、休日や夜間などで手続きができないときは、生活保護の「受給証」を病院等の窓口へ提示してください。その後、できるだけ早く福祉事務所に傷病届を提出してください。

なお、「受給証」は、生活保護を受給していることの証明書であって、保険証ではありません。

4) 同じ病院等を受診などする場合でも、月ごとに、受診前に「医療券」の提出が必要です。**5) 国民健康保険及び後期高齢者医療の保険証並びに重度心身障害者医療、乳幼児（子供）医療、ひとり親家庭医療の受給者証も使えなくなります。保護が決定になったら、保険証及び受給者証は市町村の担当課に返却してください。****6) 会社などの健康保険証は引き続き使用してください。（「医療券」と会社の健康保険証と一緒に病院等の窓口へ提出してください。）**

本人・家族の負担分は「医療券」に基づき福祉事務所から支払います。

7) 障害者総合支援法に基づく「自立支援医療受給者証」は、引き続き使用してください。（自己負担上限額が変更になる場合があります。）**8) 難病法に基づく指定難病医療費給付制度の「指定難病医療受給者証」は引き続き使用してください。（自己負担上限額が変更になる場合があります。）**

9) 次の費用は、生活保護で給付できる場合がありますので、事前に福祉事務所に相談してください。

ア 移送費

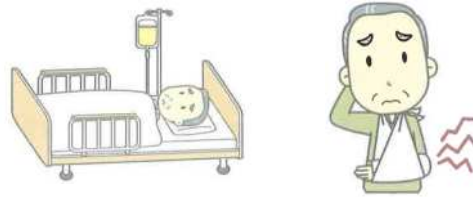
病院等への通院・入院・退院・転院などで交通費がかかるとき。

イ 治療材料費

眼鏡やコルセットなどを必要とするとき。（医師の意見が必要です。）

ウ 施術のための費用

「柔道整復」「あんま・マッサージ」「はり・きゅう」を受けるときは、一部の場合を除いて医師の同意が必要です。



●介護が必要になったときは

介護サービスを受けるには、要介護認定などを受ける必要がありますので、福祉事務所（ケースワーカー）に相談して手続をしてください。

「介護が必要」と認定された場合、ケアマネジャーに利用計画（ケアプラン）を立ててもらってください。その利用計画に基づき、福祉事務所が介護扶助の決定をします。

なお、40歳以上65歳未満の方で、障害者総合支援法による給付が受けられる場合は、障害福祉サービスの利用を優先していただきます。



●減免されます

生活保護を受けている期間は、次の減免を受けることができます。ただし、それぞれ手続が必要です。（減免は保護決定後の期間が対象となります。）

種類	手続先
住民税	東松山市役所課税課
固定資産税	東松山市役所課税課
国民年金保険税	東松山市役所保険年金課
NHK受信料	営業所

(メモ)

